

定額減税対象外など一定の要件を満たす事業専従者の方等への追加の給付金（「定額減税補足給付金（不足額給付）」）のご案内

「定額減税補足給付金（不足額給付）」とは？

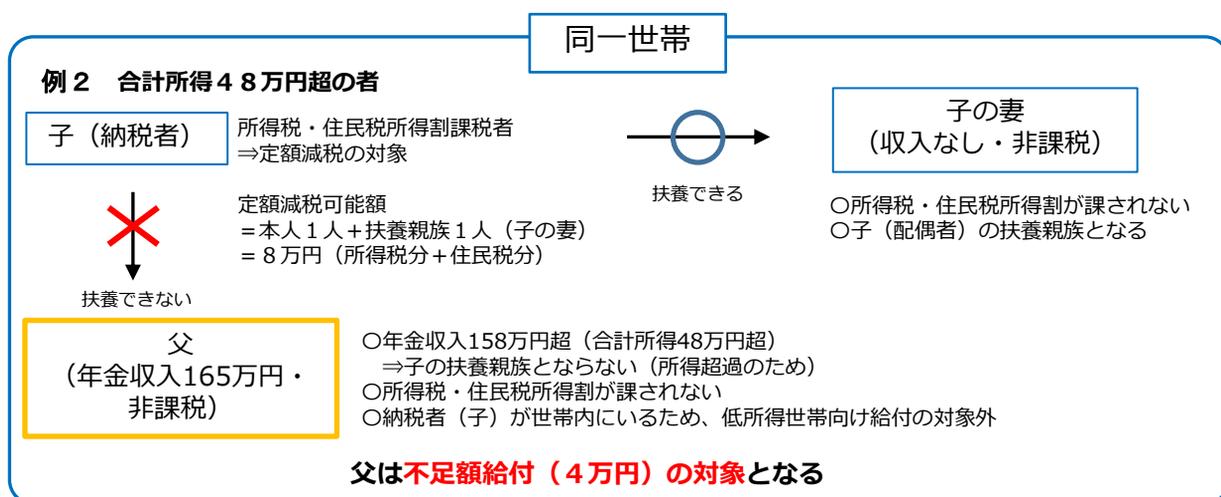
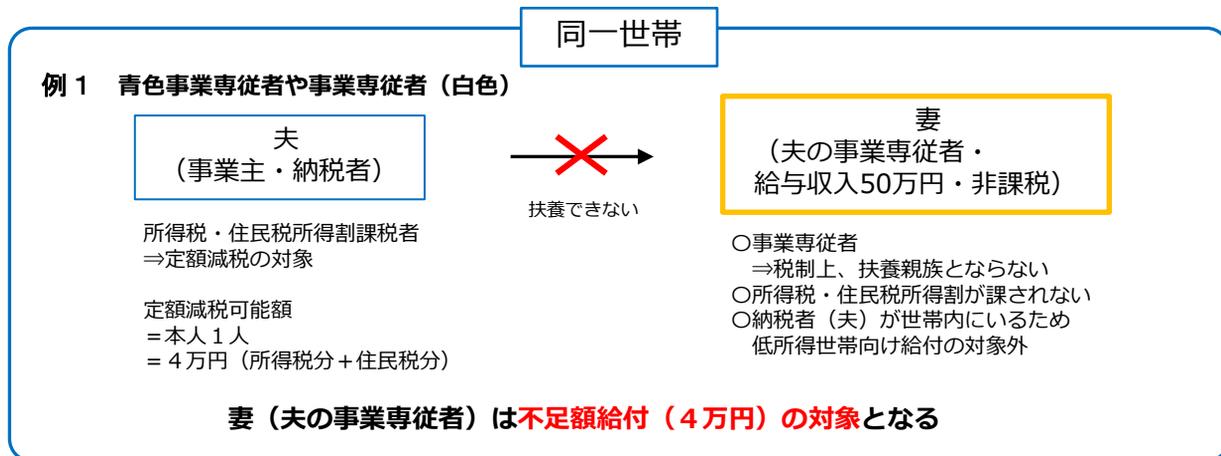
以下の事情により、
当初調整給付の支給額に不足が生じる場合に、追加で給付を行うものです。

青色事業専従者及び事業専従者（白色）のうち、本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方に対して、1人当たり原則4万円（定額）※を支給

※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合は3万円

以下のいずれの給付要件も満たす方

- 令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税所得割ともに定額減税前税額がゼロ（本人として、定額減税の対象外であること）
- 税制度上、「扶養親族等」から外れてしまう、青色事業専従者・事業専従者（白色）の方、合計所得金額48万円超の方（扶養親族等として、定額減税の対象外であること）
- 令和5年度の低所得世帯向け給付「住民税非課税世帯もしくは均等割のみ課税世帯への給付（7万円・10万円）」の対象世帯の世帯主又は世帯員でないこと
- 令和6年度の低所得世帯向け給付「新たに住民税非課税もしくは均等割のみ課税となった世帯への給付（10万円）」の対象世帯の世帯主又は世帯員でないこと



支給のお知らせの手続

支給のお知らせが届いた方

振込口座、振込日等をご確認ください

次の要件を満たす方

マイナンバーカードと紐づけた公金受取口座または児童手当等の市が保有する口座情報がある方



記載された口座情報に変更がない方
手続不要で
給付金が振り込まれます

口座変更、支給辞退を希望する方は下記のお問合せまでご連絡ください。

※口座変更の場合は、振込日が通知に記載された日より約1ヶ月遅くなります。

確認書の手続

確認書が届いた方

給付金を受け取るには**手続が必要**

支給内容や確認事項、添付書類を確認し、返信用封筒で坂戸市に**返信してください**。

確認書提出期限

令和7年10月31日(金) (消印有効)



確認書の記入

確認欄をご確認いただき、必要事項をみれなく記入してください。

振込口座の書類

以下の4つの情報全てが確認できるキャッシュカードや通帳見開きページの**コピーを添付**してください。

※振込口座が記載されたブラウザページのコピーの提出も可能です。

- ・金融機関名
- ・支店名(支店コード)
- ・口座番号
- ・口座名義人(口座開設時に登録した**カナ**の表記のもの)



支給の時期

坂戸市が確認書を受理した日から、約**1ヶ月後**に給付金が振り込まれます。

給付金の「振り込め詐欺」、
「個人情報の詐取」にご注意!



不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



お問合せ

坂戸市 福祉部 福祉総務課 給付金係

☎049-283-1331 (内線357)

受付時間 平日8:30~17:15

(土・日曜日、祝日12/29~1/3を除く)